

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に
基づく対象特別要人所在施設等の指定について

本日、令和 8 年 9 月 19 日に開会式の実施が予定されている「第 20 回アジア競技大会」に関し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 3 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を下記のとおり指定する旨を官報で告示しました。

記

1 対象特別要人所在施設の名称及び指定の期間

- (1) エスパシオナゴヤキャッスル 令和 8 年 9 月 19 日から同月 20 日まで
- (2) 名古屋市瑞穂公園陸上競技場 令和 8 年 9 月 19 日

2 対象特別要人所在施設の所在地

- (1) 愛知県名古屋市西区樋の口町三番十九号
- (2) 愛知県名古屋市瑞穂区山下通五丁目一番地

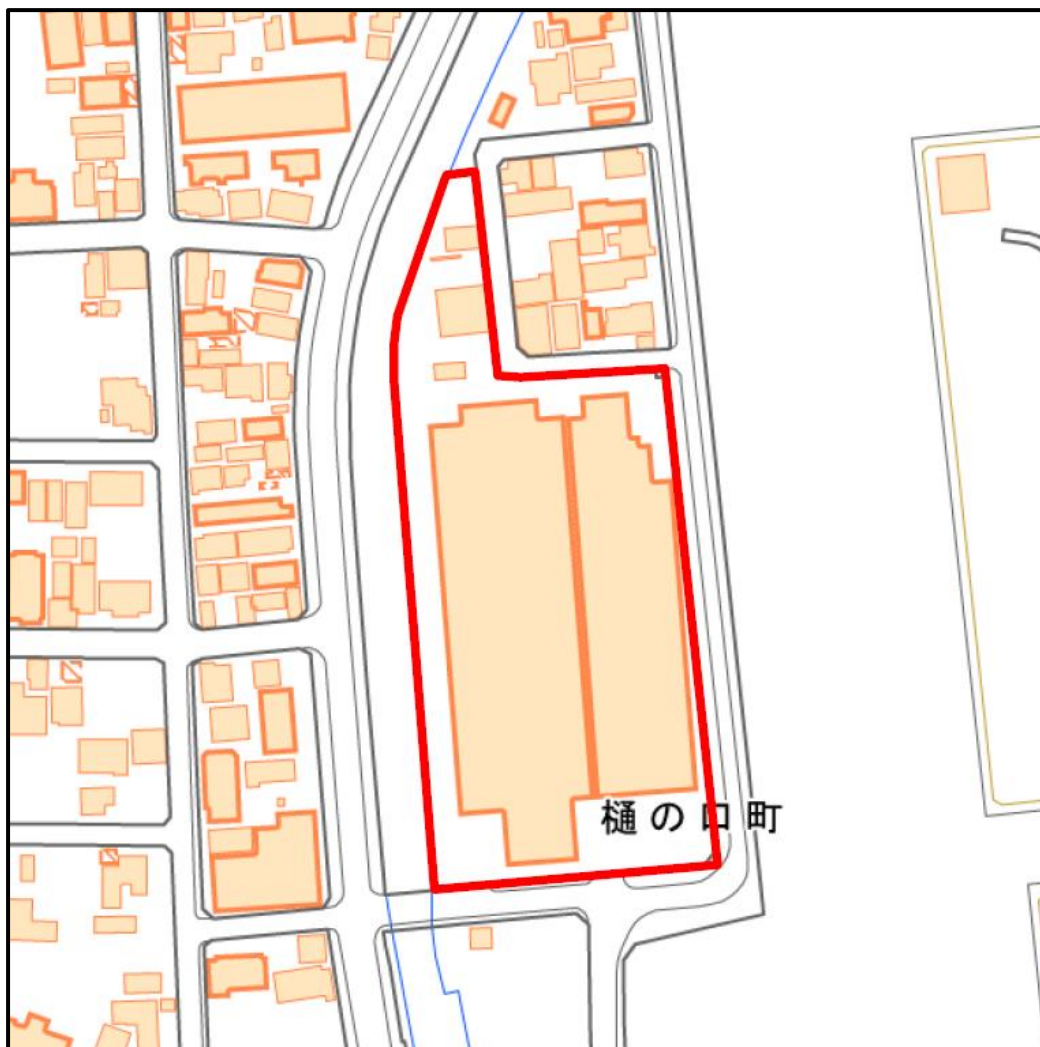
3 対象特別要人所在施設の敷地又は区域

別添 1 のとおり

4 対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域

別添 2 のとおり

エスパシオナゴヤキャッスル 対象施設の敷地図



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の敷地



名古屋市瑞穂公園陸上競技場
対象施設の区域図

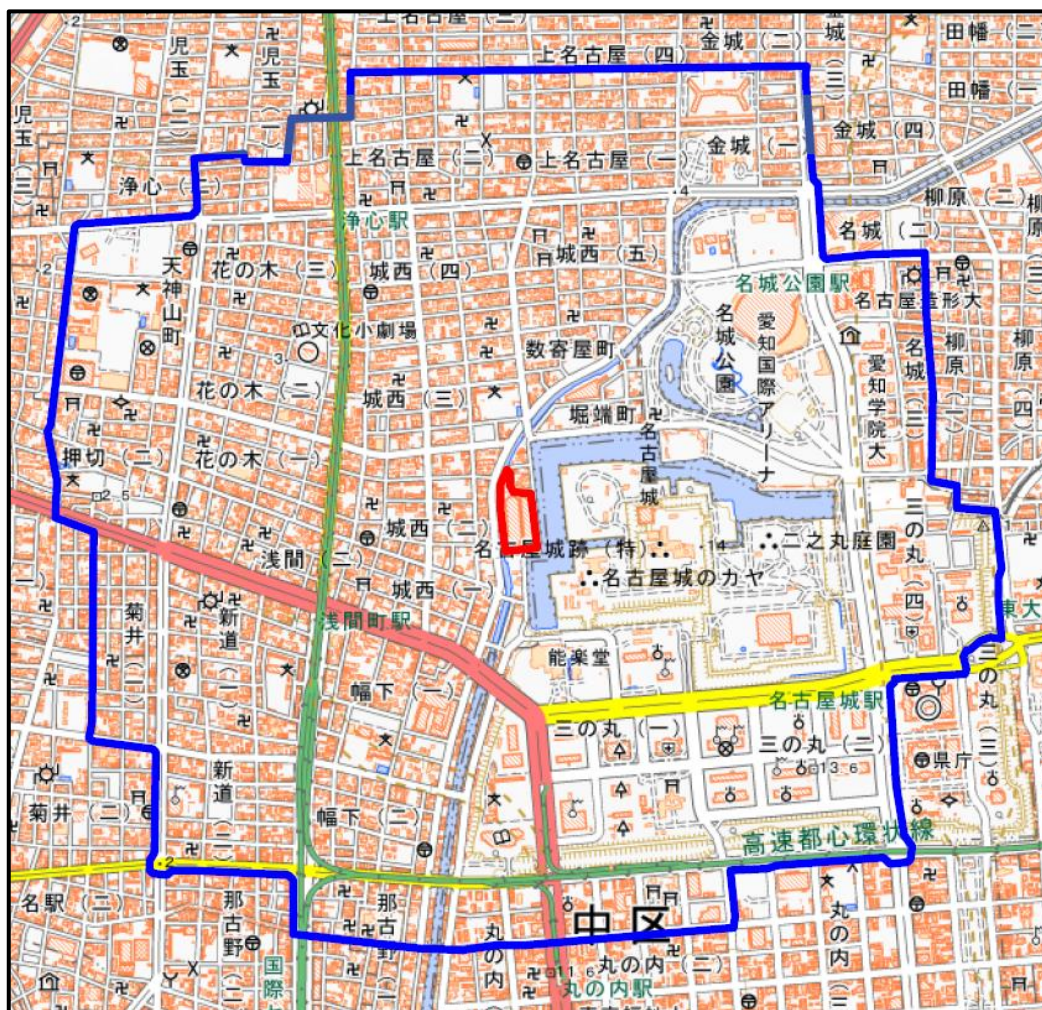


この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域





この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の敷地

対象施設周辺地域

名古屋市瑞穂公園陸上競技場 対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

